

令和 7 年度放射線測定装置保守点検業務への参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和 7 年 2 月 21 日

岡山県環境保健センター所長 妹尾 安裕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の趣旨

本業務について、人形峠周辺の放射線等観測局に設置している放射線測定装置の正常稼働を維持するためには、専門的な知識等を有する者による定期的な点検等が必要であることから、当該装置の製造メーカーの岡山県内唯一の代理店である株式会社日進機械岡山支店に業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4 の要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、株式会社日進機械岡山支店との契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、株式会社日進機械岡山支店と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 7 年度放射線測定装置保守点検業務
- (2) 業務内容 別紙「令和 7 年度放射線測定装置保守点検業務仕様書」のとおり
- (3) 実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約締結日 令和 7 年 4 月 1 日

3 業務目的

放射線等の常時監視測定において使用する放射線測定装置（株式会社日立製作所製 MAR-RC52-21868 等）の確実な保守点検及び補修を行うことにより、性能を維持し、常時正確な測定値を得ることを目的とする。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であつて、当該名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けているものでないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てなき

れている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (7) 放射線測定装置保守点検業務について過去5年以内に受託した実績を有すること。
- (8) 対象装置の性能が十分発揮できる保守点検の技術レベルを担保でき、緊急時には早急な対応ができること。
- (9) 業務の実施にあたって、下記の事項が厳守できること。
  - ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
  - イ 法令を遵守すること。

## 5 手続

- (1) 担当部局
  - 〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
  - 岡山県環境保健センター放射能科
  - 電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088
- (2) 公募説明書及び参加意思確認書の配布期間及び場所
  - ア 配布期間：令和7年2月21日(金)～令和7年3月11日(火)  
午前9時から午後5時まで（閉庁日は除く。）
  - イ 配布場所：(1)に同じ。  
なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。  
<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>
- (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法等
  - ア 提出期間：令和7年2月21日(金)～令和7年3月11日(火)  
午前9時～午後5時まで（閉庁日を除く。）
  - イ 提出場所：(1)に同じ。
  - ウ 提出方法：持参または郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）（提出期間内に必着のこと。）
  - エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書を提出すること。
- (4) 参加資格要件の審査及び通知
  - 参加意思確認書を提出した者について、4の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。
  - （参加資格要件の不適合通知期限 令和7年3月14日（金））

## 6 審査方法等

- (1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。
- (2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

## 7 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。
- (5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和7年3月18日(火)午後5時までとする。(提出場所及び提出方法は5(3)に同じ。)
- (10) 本契約の締結は、本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。
- (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (12) 詳細は公募説明書による。

## 公募説明書

令和7年2月21日に公告した令和7年度放射線測定装置保守点検業務への参加者の有無を確認する公募については、関係法令に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度放射線測定装置保守点検業務
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度放射線測定装置保守点検業務仕様書」のとおり
- (3) 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約締結日 令和7年4月1日

### 2 当該招請の趣旨

本業務について、人形峠周辺の放射線等観測局に設置している放射線測定装置の正常稼働を維持するためには、専門的な知識等を有する者による定期的な点検等が必要であることから、当該装置の製造メーカーの岡山県内唯一の代理店である株式会社日進機械岡山支店に業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、株式会社日進機械岡山支店との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、株式会社日進機械岡山支店と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 3 業務目的

放射線等の常時監視測定において使用する放射線測定装置（株式会社日立製作所製MAR-RC52-21868等）の確実な保守点検及び補修を行うことにより、性能を維持し、常時正確な測定値を得ることを目的とする。

### 4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であつて、当該名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けているものでないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 放射線測定装置保守点検業務について過去5年以内に受託した実績を有すること。
- (8) 対象装置の性能が十分発揮できる保守点検の技術レベルを担保でき、緊急時には早急な対応ができること。
- (9) 業務の実施にあたって、下記の事項が厳守できること。
  - ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
  - イ 法令を遵守すること。

## 5 手続

### (1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1  
岡山県環境保健センター放射能科  
電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088

### (2) 参加意思確認書の配布期間及び場所

ア 配布期間：令和7年2月21日(金)～令和7年3月11日(火)  
午前9時から午後5時まで（閉庁日は除く。）

イ 配布場所：(1)に同じ。

なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>

### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法等

ア 提出期間：令和7年2月21日(金)～令和7年3月11日(火)  
午前9時～午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参または郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）（提出期間内に必着のこと。）

エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書（別紙）を提出すること。

### (4) 参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、4の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

（参加資格要件の不適合通知期限 令和7年3月14日（金））

## 6 審査方法

(1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。

(2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

## 7 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。

(5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。

(7) 提出書類は返却しない。

(8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。

(9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和7年3月18日(火)午後5時までとする。（提出場所及び提出方法は5（3）に同じ。）

(10) 本契約の締結は、本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。

(11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

別紙

## 参加意思確認書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

住 所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

印

（発行責任者職氏名

）

（ 〃 連絡先

）

（担 当 者職氏名

）

（ 〃 連絡先

）

令和7年度放射線測定装置保守点検業務に参加したいので、関係書類を添えて応募します。

### 記

- 1 法人の定款又は寄付行為、パンフレット等
- 2 県内の事務所等の所在地、名称等を示す書類
- 3 委託業務に係る従事者及び設備等を示す書類
- 4 放射線測定装置保守点検について過去5年間の実績を示す書類
- 5 保守点検の技術レベル（資格又は経験年数等）及び、緊急時対応体制を示す書類
- 6 委託業務に係る見積書（積算内訳を記載したもの）
- 7 その他事業説明資料

※発行責任者・担当者の職氏名及び連絡先を記入した場合は、押印の必要はありません

# 誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。  
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

## 記

- 1 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
  - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和7年4月1日

岡山県環境保健センター 所長 殿

所 在 地

名 称

役 職 名  
氏 名

印

- ・裏面もご確認ください。
- ・誓約書は契約ごとに提出してください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をするを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略



## 令和7年度放射線測定装置保守点検業務仕様書

(目的)

第1条 岡山県(以下「県」という。)が人形峠周辺の放射線等観測局に設置している放射線測定装置(以下「測定装置」という。)の保守点検業務を履行するのに必要な専門的知識及び技能を有する技術者の確保が可能な者に委託し、定期的な保守点検を実施することにより、測定装置の性能を維持し、常時正確な測定値を得ることを目的とする。

(測定装置の設置場所、種類及び台数)

第2条 保守点検の対象とする測定装置の設置場所、種類及び台数は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所： 人形峠放射線等観測局(岡山県苫田郡鏡野町上斎原 1537-8)  
赤和瀬放射線等観測局(岡山県苫田郡鏡野町上斎原 1676-2)  
天王放射線等観測局(岡山県苫田郡鏡野町上斎原 1522-1)

(2) 種類及び台数：

- (株)日立製作所製 放射線測定装置(MAR-RC52-21868)
- 低線量率測定装置(ASM-RC52-21868-1 他)
- $\alpha$ 線ダストモニタ(MDR-RC-52-21868 他)
- 共通部(監視盤 MAR-RC-52-21868、記録計 DX2020-3-4-1/S2 他) 各3台

(保守点検)

第3条 受託者は、年2回(精密点検1回、簡易点検1回)、保守点検項目一覧(別紙1)に記載の保守点検を実施する。

2 受託者は、前項の点検実施中に測定装置の故障等を発見したとき、又は劣化等による部品の交換の必要を認めるときは、直ちに県に報告し、その指示を受けて修理及び部品交換をしなければならない。

(緊急保守)

第4条 県は、測定装置が正常に稼働しなくなったと判断したとき、受託者に対して緊急保守を指示するものとする。

2 受託者は、前項の指示を受けたときは、原則として次の各号に挙げる時間内に測定装置が正常に稼働するよう必要な修理等に着手し、3日以内に修理等を完了しなければならない。ただし、部品の取り寄せ等に時間を要するときは、修理完了予定日を県に報告し、予定日までには修理を完了しなければならない。

(1) 観測局から200キロメートル以内から、作業者を派遣するときは24時間

(2) 前号より遠隔地から、作業者を派遣するときは48時間

(夜間・休日窓口の設置)

第5条 受託者は、夜間(17:15~8:30)・休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条に定める県の休日をいう。)に窓口を設置し、県の問い合わせに対応する体制を確保しなければならない。

(県の負担)

第6条 第3条第2項及び第4条に係る交換部品の代金及び点検修理に要する費用は、県が別途負担する。

(報告書)

第7条 受託者は、保守点検を完了したときは、その都度3週間以内に点検内容を示した報告書(2部)を県に提出しなければならない。

2 受託者は、緊急保守を完了した時は、速やかに書面により県へ報告しなければならない。

3 受託者は、委託業務完了後は業務完了届(別記様式)を県へ提出しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受託者は保守管理の履行に関して、知り得た内容を第三者にもらしてはならない。

(その他)

第9条 保守点検業務は原則として、平日の8時30分から17時15分の時間帯に実施し、作業前に県へ連絡すること。ただし、事前の協議により双方が必要と認めたときは、この限りではない。

2 本仕様書に定めのない事項については、県と双方協議の上、決定するものとする。

## 保守点検項目一覧

## ○精密点検（年1回）

## 1 低線量率測定装置

- ・点検前後の設定値確認
- ・点検前後の測定値確認
- ・外観点検・清掃
- ・温度制御装置の確認
- ・起動時及び起動後の動作確認
- ・出力電圧精度確認
- ・エネルギー分解能測定
- ・AMC・ADCの確認
- ・各チャンネルの通過率の確認
- ・指示精度の確認
- ・スケーラ動作確認
- ・SCA動作確認
- ・テレメータ出力信号の確認
- ・警報レベルの誤差確認
- ・警報動作の確認
- ・CFカードへのバックアップ確認
- ・線源照射試験

2  $\alpha$ 線ダストモニタ

- ・点検前後の設定値確認
- ・点検前後の測定値確認
- ・外観点検・清掃
- ・ポンプをオーバーホール済みのポンプ（ブレードなどの消耗部品の交換と清掃済）と交換し、動作確認
- ・起動時及び起動後の動作確認
- ・出力電圧精度確認
- ・プラトー特性の測定
- ・ろ紙送り信号入力時の動作確認
- ・操作画面での動作確認
- ・ポンプ通電時間の確認
- ・警報動作の確認
- ・機器異常動作の確認
- ・流量計指示誤差の確認
- ・最大吸引流量（250L/分以上）の確認
- ・リーク率の確認
- ・ヒータ動作の確認
- ・線源照射試験
- ・停電復帰動作の確認
- ・記録計出力値の確認

- ・テレメータへの出力値の確認
- ・テレメータへの警報出力（接点）の確認（調整中、検出部異常、測定部異常、ろ紙送り中、集塵中、 $\alpha$  計数率高、 $\alpha$  計数率低、流量低、ろ紙ズレ、電源断、AC200V 断）

### 3 監視盤

- ・外観点検・清掃
- ・ステータスデータ出力の確認
- ・絶縁抵抗の測定

### 4 記録計

- ・外観点検・清掃
- ・記録動作の確認

#### ○簡易点検（年1回）

- ・点検前後の設定値確認
- ・点検前後の測定値確認
- ・外観点検・清掃
- ・ポンプをオーバーホール済みのポンプ（ブレードなどの消耗部品の交換と清掃済）と交換し、動作確認
- ・流量計指示誤差の確認
- ・線源照射試験

#### ○その他

- ・点検終了確認にあたっては、測定データが適正に更新されることを確認すること。
- ・ $\alpha$  線ダストモニタの点検時には、動作確認用のろ紙を別途用意し、点検後は、新しいろ紙を設置し、稼働させること。

## 保守点検内容

- 1 委託業務名 令和7年度放射線測定装置点検業務
- 2 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 実施場所 人形峠観測局（苫田郡鏡野町上齋原 1537-8）  
赤和瀬観測局（苫田郡鏡野町上齋原 1676-2）  
天王観測局（苫田郡鏡野町上齋原 1522-1）
- 4 対象機器 (株)日立製作所製 放射線測定装置 (MAR-RC52-21868)  
(構成) 低線量率測定装置 (ASM-RC52-21868-1 他)  
 $\alpha$ 線ダストモニタ (MDR-RC-52-21868 他)  
共通部 (監視盤 MAR-RC-52-21868、記録計 DX2020-3-4-1/S2 他)
- 5 実施内容
  - (1) 精密点検
    - ① 点検前後の確認
      - (ア) 点検前後の設定値の確認
        - ・ 低線量率測定装置
        - ・  $\alpha$ 線ダストモニタ
        - ・ 温度制御部
      - (イ) 点検前後の測定値の確認
        - ・ 低線量率測定装置
        - ・  $\alpha$ 線ダストモニタ
        - ・ 温度制御部
    - ② 外観点検
      - (ア) 低線量率測定装置
        - ・ 検出部及び測定部の機能に影響を及ぼす損傷の無いこと
      - (イ)  $\alpha$ 線ダストモニタ
        - ・ サンプラ部、検出部及び測定部の機能に影響を及ぼす損傷の無いこと
      - (ウ) 監視盤
        - ・ 本体及び表示部の機能に影響を及ぼす損傷の無いこと
      - (エ) 記録計
        - ・ 本体の機能に影響を及ぼす損傷の無いこと
    - ③ 各部清掃
      - (ア) 低線量率測定装置
        - ・ 装置のほこり、ごみ等を取り除くこと
        - ・ 裏面パネル、チェック端子に取付けの各コネクタの汚れを落とすこと
      - (イ)  $\alpha$ 線ダストモニタ
        - ・ 装置のほこり、ごみ等を取り除くこと

- ・裏面パネル、チェック端子に取付けの各コネクタの汚れを落とすこと

(ウ) 共通部

- ・盤内のほこり、ごみ等を取り除くこと
- ・裏面パネル、チェック端子に取付けの各コネクタの汚れを落とすこと

④性能点検

(ア) 低線量率測定装置

- ・Cs-137 線源を用いてエネルギー分解能を測定し、10%以下に調整すること
- ・自己診断終了後、測定モードに移行することを確認すること
- ・タッチパネル上のボタン操作により正常動作を確認すること
- ・出力電圧を測定し、適正な出力電圧に調整すること
- ・AMP、ADCの確認として、ADC積分直線性、イコライジング確認、LL動作及び3MeV、50keVカット動作を確認し、必要な調整を行うこと
- ・通過率を確認し、必要な調整を行うこと
- ・指示精度として、LCD表示値、記録計表示値及びテレメータ出力値を確認し、適正出力に調整すること
- ・スケーラ動作を確認し、必要な調整を行うこと
- ・SCA動作を確認し、必要な調整を行うこと
- ・オシロスコープを用いて出力波形を確認し、適正な出力波形に調整すること
- ・警報レベルの誤差試験を行い、必要な調整を行うこと
- ・警報動作がシーケンス通りに動作することを確認すること
- ・CFカードにデータが正常にバックアップされることを確認すること
- ・テレメータに出力されるスペクトルデータを確認すること
- ・時刻補正が行われることを確認すること
- ・Cs-137線源を用いて照射試験（Cs-137キャリブレーション、K-40補正設定、照射値に対する誤差の確認・調整）を行うこと

(イ)  $\alpha$ 線ダストモニタ

- ・ダストサンプラのポンプを予備品と交換し、ポンプの起動、停止動作を確認すること
- ・Am-241線源を用いてプラトー特性を確認し、適正出力に調整すること
- ・電源投入し、画面表示を確認すること
- ・デジタルマルチメータを用いて電圧を確認し、適正電圧に調整すること
- ・ろ紙送り信号を入力し、ろ紙送り、集じん開始、測定開始、ろ紙残量表示が適正に行われることを確認すること
- ・ポンプ通電時間を確認すること
- ・Am-241線源を用いて、警報動作の確認を行うこと
- ・機器異常（流量低、圧力高、ろ紙ずれ、測定部異常）に応じた警報の発生を確認すること
- ・検出器との通信を遮断し、エラー表示となることを確認すること
- ・最大吸引流量が250L/分以上であることを確認すること
- ・流量計指示誤差を確認し、適正流量（250L/分）に調整すること
- ・集じん部のリーク率を測定し、必要な調整を行うこと
- ・結露防止動作を確認すること
- ・Am-241線源を用いて相対基準誤差を確認し、 $\pm 20\%$ 以内に調整すること
- ・停電復帰動作を確認すること

- ・記録計指示値と画面表示値を比較し、必要な調整を行うこと
- ・外部出力（パルス、アナログ）と画面表示値を比較し、必要な調整を行うこと
- ・外部入出力（接点）点検として、調整中、調整中解除、検出部異常、測定部異常、ろ紙送り中、集じん中、 $\alpha$  計数率高及び $\alpha$  計数率低試験を行い、必要な調整を行うこと

(ウ) 監視盤

- ・各状態信号を発生させた時の接点出力を確認し、適正出力に調整すること
- ・絶縁抵抗計を用いて絶縁抵抗を測定し、必要な調整を行うこと

(エ) 記録計

- ・正常にデータが記録できることを確認すること
- ・出力電圧に異常があった場合、適正出力に調整すること

(2) 簡易点検

①点検前後の確認

(ア) 点検前後の設定値の確認

- ・低線量率測定装置
- ・ $\alpha$  線ダストモニタ
- ・温度制御部

(イ) 点検前後の測定値の確認

- ・低線量率測定装置
- ・ $\alpha$  線ダストモニタ
- ・温度制御部

②外観点検

(ア) 低線量率測定装置

- ・検出部及び測定部の機能に影響を及ぼす損傷の無いこと

(イ)  $\alpha$  線ダストモニタ

- ・サンプラ部、検出部及び測定部の機能に影響を及ぼす損傷の無いこと

(ウ) 監視盤

- ・本体及び表示部の機能に影響を及ぼす損傷の無いこと

(エ) 記録計

- ・本体の機能に影響を及ぼす損傷の無いこと

③各部清掃

(ア) 低線量率測定装置

- ・装置のほこり、ごみ等を取り除くこと
- ・裏面パネル、チェック端子に取付けの各コネクタの汚れを落とすこと

(イ)  $\alpha$  線ダストモニタ

- ・装置のほこり、ごみ等を取り除くこと
- ・裏面パネル、チェック端子に取付けの各コネクタの汚れを落とすこと

(ウ) 温度制御部

- ・盤内のほこり、ごみ等を取り除くこと
- ・裏面パネル、チェック端子に取付けの各コネクタの汚れを落とすこと

④性能点検

(ア) 低線量率測定装置

- ・Cs-137 線源を用いて照射試験 (Cs-137 キャリブレーション、K-40 補正設定、照射値に対する誤差の確認・調整) を行うこと

(イ)  $\alpha$  線ダストモニタ

- ・ダストサンプラのポンプを予備品と交換し、ポンプの起動、停止動作を確認すること
- ・流量計指示誤差を確認し、適正流量 (250L/分) に調整すること
- ・Am-241 線源を用いて相対基準誤差を確認し、 $\pm 20\%$ 以内に調整すること

## 6 提出書類

点検実施後、速やかに報告書 (2部) を岡山県環境保健センター (以下「当センター」という。) に提出すること。

## 7 その他

- (1) 点検整備業務は原則として、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分の時間帯に実施し、作業前に当センターへ連絡すること。但し、事前の協議により双方が必要と認めたときは、この限りではない。
- (2) 点検整備実施時に故障が発見され、別途費用が生じることが判明した場合は、至急、当センター担当者へ連絡して指示を仰ぐこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、当センターと協議の上、決定するものとする。



令和 年 月 日

業務完了届

岡山県環境保健センター所長 殿

受託者 住所(所在地)  
商号又は名称 印  
代表者職氏名

下記業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、お届けします。

記

1. 業務名  
令和7年度放射線測定装置保守点検業務
2. 業務期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
3. 契約締結日  
令和7年4月1日
4. 金額